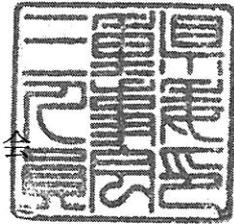


三重県公文書等管理審査会

三重県人事委員会事務局公文書管理規程（令和2年三重県人事委員会訓令第2号）の一部を改正するに当たり、三重県公文書等管理条例（令和元年三重県条例第25号）第36条第1項の規定により、貴審査会の意見を求めます。

令和7年1月27日

三重県人事委員会



公文書管理規程の改正内容

別紙のとおり

三重県人事委員会訓令第 号

人事委員会事務局

三重県人事委員会事務局公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年●月●日

三重県人事委員会委員長 中 村 佳 子

三重県人事委員会事務局公文書管理規程の一部を改正する訓令

三重県人事委員会事務局公文書管理規程（令和 2 年三重県人事委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この訓令は、三重県公文書等管理条例（令和元年三重県条例第 25 号。<u>第 36 条第 1 項第 4 号を除き、以下「条例」という。</u>）第 11 条第 1 項の規定に基づき、公文書の管理について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(發送等の方法)</p> <p>第 29 条 人事委員会事務局が、文書の發送等を行うときは、次に定める方法によるものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>三重県グループウェアシステム</u>登載 文書管理者が別に定めるところによる。</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この訓令は、三重県公文書等管理条例（令和元年三重県条例第 25 号。<u>以下「条例」という。</u>）第 11 条第 1 項の規定に基づき、公文書の管理について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(發送等の方法)</p> <p>第 29 条 人事委員会事務局が、文書の發送等を行うときは、次に定める方法によるものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>三重県総合グループウェアシステム</u>登載 文書管理者が別に定めるところによる。</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

三重県人事委員会事務局公文書管理規程の一部改正（案）について

1 改正趣旨

三重県公文書管理規程の一部改正に伴い、三重県人事委員会事務局公文書管理規程（令和2年三重県人事委員会訓令第2号）の一部を改正する。

2 主な改正内容

- ・「三重県公文書等管理条例」の略称規定が及ぶ範囲を改める。
- ・第29条第1項10号文中の「三重県総合グループウェアシステム」を「三重県グループウェアシステム」に改める。

3 施行期日

公布の日から施行する。